

新制国立大学における学長選考 —1953年神戸大学の事例—

西山 伸†

はじめに

1949年5月31日公布の国立学校設置法によって一斉に発足した新制国立大学は、よく知られているようにその多くは複数の高等教育機関が統合されたものであった。発足2日後の6月2日、各大学の学長も一斉に発令されたが、これは大学設置委員会の審議を経て文部大臣が任命したものである⁽¹⁾。

この時期、国立大学をめぐる大きな争点の一つは、大学管理の制度をどのように構築するかということであった。1948年の「大学法試案要綱」、翌年公布の「教育公務員特例法」、さらにその後の管理法案挫折に至る経緯は、大きな流れとしてはすでに研究されてきている⁽²⁾。

しかし管理制度の中の学長選考については、これまで実証的研究が積み重ねられてきたとはいえない。旧帝国大学のように、従来から学長（総長）選考制度が定着していた大学ならばともかく、それ以外の大学にとっては、文相任命だった新制発足後最初の学長がどのようにして人選されたか、そして彼らの多くの任期が満了する1953年における事実上最初の学長選考がいかに行われたか、などは重要な問題だったはずである⁽³⁾。

その状況が最近になって少し変化してきた。羽田・金井の研究⁽⁴⁾は、戦前から国立大学法人化後までを視野に入れ、国立大学長の選考方法、出身

大学・学部等を包括的に調査したものである。特に新制最初の学長に関して、前職や出身大学を調べているのは興味深い。一方、廣内の研究⁽⁵⁾は、岐阜大学初代学長の青木文一郎の選考過程を前身学校（農林専門学校、師範学校、青年師範学校）の一次資料を使って跡づけたもので、前身学校それぞれが選んだ候補者から、岐阜大学創設準備委員会における審議によって学長候補者が選考されており、文部省等の介入によるのではなく自主審査が機能していたと論じている。

こうした研究動向を踏まえつつ、本論では1953年の神戸大学における学長選考過程を検討する。神戸大学を取り上げた理由は二つある。第一は、新制神戸大学は神戸経済大学をはじめとした多くの教育機関が統合されて発足しており、新制国立大学発足時の困難な運営が分かりやすい形で示されていることである。そして第二は、神戸大学大学文書史料室にこの時期の学内での議論を詳細に記した史料が残されていることである。この史料によって、われわれは学内の対立点は何で、それがどのように終熄していったのか見ていくことが可能である。神戸大学の事例の検討によって、1950年代前半における国立大学管理の問題を考える手がかりの一つが提示できればと考えている。

† 京都大学大学文書館教授

1 前史

—初代学長の選出と管理機構の設置—

他の国立大学と同様、新制神戸大学は1949年5月31日、国立学校設置法公布によって発足した。同法第3条に規定された神戸大学の学部および包括された旧制の教育機関を学部への改編が分かるように示したのが表1である（このほかに経済経営研究所があった）。このように7校の旧制教育機関を包括し、そこから6つの学部が置かれた神戸大学だが、こうした新制大学にありがちであったように、キャンパスも分散していた。分散から統合へは極めて複雑な経緯をたどっているが、学舎ごとのキャンパスのありようと、その統合過程を図で示してみたのが図1である。統合過程そのものは本論の対象ではないので、詳しくは触れないが、とりあえず本論で扱う1953年の時点では、

表1 新制神戸大学発足時の学部と包括された教育機関

包括された教育機関	学部	備考
姫路高等学校	文理学部	
神戸経済大学予科		
兵庫師範学校	教育学部	
兵庫青年師範学校		
神戸経済大学	法学部	
	経済学部	
	経営学部	
神戸経済大学附属経営学専門部		1951年3月廃止
神戸工業専門学校	工学部	

神戸経済大学を前身とする法・経済・経営の3学部が六甲台（神戸市灘区）という山手にあり、その他の学部や教養課程は神戸市から姫路市に至る海側に位置していた（工学部の2学舎はともに神戸市長田区、文理学部と教養課程の一部があった御影は神戸市東灘区、教育学部のあった住吉も神戸市東灘区にあった）ことを確認しておきたい。

また、1952年度における各学部の教員数、入学者数は表2のとおりである⁽⁶⁾。行論との関係でいえば、後で述べるように学長選挙の有権者は講師以上とされたが、その数は法・経済・経営の六甲台学舎にある三学部の合計と、それ以外の学部の合計では相当な開きがあった。

新制神戸大学の初代学長には、神戸経済大学の学長であった田中保太郎が就任した。帝国大学以外の旧制大学を含んだ新制大学では、初代学長は内部昇格と外部招聘とに分かれ、中には内部対立が激しく文部官僚が着任した例（東京教育大学）もある⁽⁷⁾ことを考えると、比較的スムーズに決まったように見える。

初代学長選挙の際に制定された「神戸大学初代学長候補者撰考規程」は次のとおりである⁽⁸⁾。

第一条 神戸大学設立準備委員会が文部大臣に対して推薦する神戸大学初代学長（以下学長と略称する）候補者の撰考はこの規程

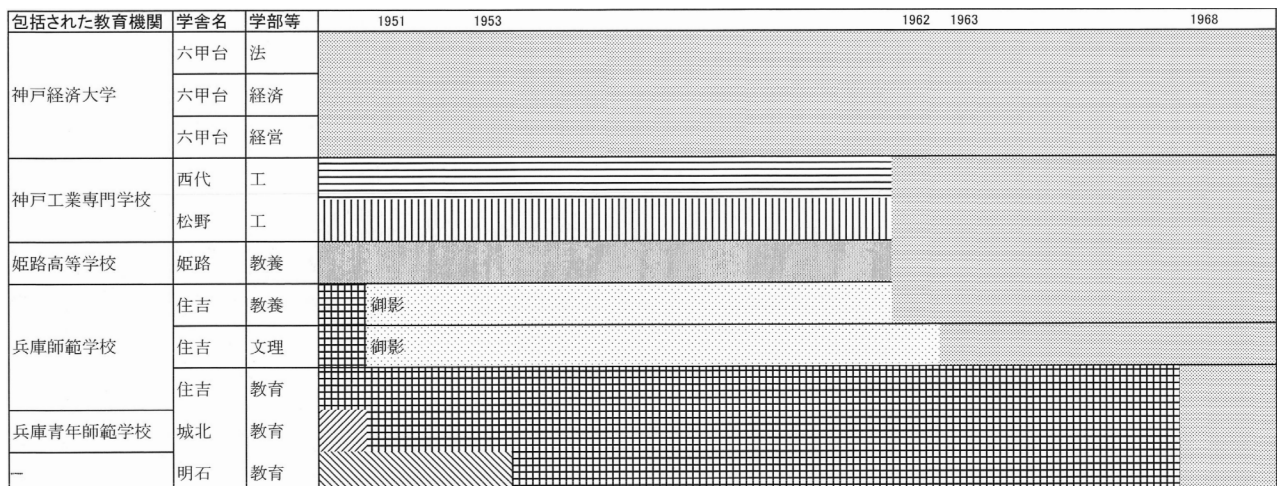


図1 神戸大学キャンパスの変遷

表2 神戸大学各学部教員数および入学者数 (1952年度)

	教員数		入学者数
文理学部	教授	28	130
	助教授	50	
	講師	25	
	助手	19	
	小計	122	
教育学部	教授	11	440
	助教授	32	
	講師	13	
	助手	17	
	小計	73	
法学部	教授	3	80
	助教授	10	
	講師	1	
	助手	2	
	小計	16	
経済学部	教授	13	230
	助教授	8	
	講師	2	
	助手	6	
	小計	29	
経営学部	教授	10	230
	助教授	7	
	講師	4	
	助手	3	
	小計	24	
工学部	教授	15	140
	助教授	19	
	講師	6	
	助手	13	
	小計	53	
計	教授	80	1250
	助教授	126	
	講師	51	
	助手	59	
	総計	316	

によって之を行う。

第二条 学長の任期は之を四年とする。

第三条 学長候補者は神戸大学教授予定者及び之と同等以上の学識人格ある者の中より之を撰ぶ。

第四条(1) 準備委員会は次条によって公選せらるべき学長候補者を推薦する。

(2) 学長候補者を推薦する準備委員会は十二名以上の委員が出席しなければ投票をなすことができない。

(3) 出席委員八名以上の投票を得た者を以下準備委員会の推薦する学長候補者とする。但しこの外に出席委員五名以上の投票を得た者があれば、之を学長候補者に加える。

第五条(1) 準備委員会の推薦した学長候補者が一人であるときは之につき信任投票を二人であるときは之につき選挙を行う。(以下この二者を公選と略称する)

(2) 公選に於て投票をなし得る者は神戸大学教授助教授 (共に兼任を含む) 及び主事の予定者とする。

(3) 準備委員会は推薦候補者を定めるときは、遅滞なく各投票権者に対してその次第、候補者に関する資料、公選の日時場所及び方法その他必要な事項を記した書面を以て公選の通知をなす。但し参加諸学校の現任教官たる投票権者に対しては所属学校長に対する通知を以て之に代える。

(4) 公選の日は通知発送の日より二週間以前であってはならない。

(5) 有効投票の過半数を得た者を以て準備委員会が文部大臣に対して推薦する学長候補者とする。この場合準備委員会が推薦した候補者以外の者に対する投票は無効とする。

(6) 公選は準備委員会が之を管理する。

第六条 この規程に定めるもの、外必要な事項に関しては準備委員会委員長がその都度之を定める。但し重要な事項に関しては準備委員会の議を経なければならない。

ここでいうところの「神戸大学設立準備委員会」

表3 教育公務員特例法における「大学管理機関」読み替え一覧

条項	内容	学長	部局長	教員
第4条第1項	採用・昇任の選考	協議会	学長	教授会の議に基き学長
第4条第2項	採用・昇任の選考基準決定	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長	評議会
第5条	意に反する転任の審査	協議会	学長	評議会
第6条	意に反する免職・降任の審査	協議会	学長	評議会
第7条	休職期間決定	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長
第8条第1項	任期	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長	—
第8条第2項	停年	—	—	評議会の議に基き学長
第9条	懲戒	協議会	学長	評議会
第10条	任命権者への申出	学長	学長	学長
第11条	服務に関する必要事項決定	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長
第12条第1項	勤務成績の評定	協議会	教授会の議に基き学長	教授会の議に基き学長
第12条第2項	勤務成績の評定基準決定	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長	協議会の議に基き学長

とは、新制神戸大学の設置立案機関として置かれていた神戸大学設置準備委員会を指す。同委員会は、表1の包括される教育機関から1名ずつ（神戸経済大学のみ2名）、設置予定学部から1名ずつ（文理学部のみ2名）の計15名に加え、専門委員として設置予定学部から1名ずつ（文理および教育学部は2名）の計8名、合わせると23名で構成されて、1948年7月7日に設置されていたものである⁽⁹⁾。

この規程によれば、準備委員会における投票によって1名ないし2名の学長候補者が推薦され、それに対して教授助教授予定者が投票を行うとなっており、準備委員会が推薦した候補者以外への投票は無効とされている。また、学長の任期は4年であった。

この規程に基づいて、準備委員会では田中保太郎のみが候補者として推薦され、2月7日信任投票が行われた⁽¹⁰⁾。その結果、有権者総数199のうち有効投票数182、田中信任への賛成145反対37をもって田中が学長候補者として選ばれたのである⁽¹¹⁾。

この他、全学の管理機構についても簡単に確認しておきたい。周知の通り、1949年1月12日公布の教育公務員特例法においては、大学の学長、教員、部局長の採用・昇任選考、意に反する転任・

免職の審査、休職期間・任期（教員を除く）・停年（教員のみ）の決定、懲戒の審査については「大学管理機関」が行い、その任用・免職・休職・復職・退職および懲戒処分などは「大学管理機関」の申出にもとづき任命権者が行うとされていた。そして、この「大学管理機関」については、項目ごとに読み替える機関が暫定的に定められていた。複雑に定められたこの読み替えをまとめたのが表3である。

神戸大学では、この規定を踏まえて全学管理機構として協議会と評議会を置いた。協議会は、1949年11月17日制定の神戸大学協議会暫定規程によれば、学長・学部長・経済経営研究所長・附属図書館長・学生部長・分校主事・教養課程主幹・第二課程主幹・評議員を構成員とし、学部・研究所の創設および廃止、教育公務員特例法に規定する付議事項、協議会規程の改正・評議会規程の制定および改正、ならびに学長が付議または諮問することを必要と認めた事項について付議されるものとした⁽¹²⁾。

一方、評議会については行論との関係上、神戸大学評議会暫定規程の関連部分を次のとおり掲げておく⁽¹³⁾。

第一条 神戸大学評議会は学部長及び評議員で組織する。

表4 神戸大学部局長、評議員等一覧 (1953年6月前後)

	1953年6月以前				1953年6月以後		
	部局長	評議員			部局長	評議員	
文理学部	佐藤徳意	今井林太郎	荒木良雄	楠正実	今井林太郎	荒木良雄	佐藤徳意
教育学部	塩尻公明	黒田英一郎	竹村一		塩尻公明	黒田英一郎	岡本重雄
法学部	北村五良	俵静夫	山戸嘉一		柚木馨	尾上正男	八木弘
経済学部	坂本弥三郎	宮田喜代蔵	北野熊喜男		坂本弥三郎	宮下孝吉	宮下忠雄
経営学部	福田敬太郎	古林喜楽	平井泰太郎		福田敬太郎	野村寅三郎	山下勝治
工学部	城野和三郎	佐藤芳夫	伴潔		城野和三郎	佐藤芳夫	伴潔
経済経営研究所	柴田銀次郎				柴田銀次郎		
図書館	新庄博				新庄博		
分校主事 (御影)	多田英次				百瀬弘		
分校主事 (姫路)	内藤好文				内藤好文		

・下線は新任

学長は評議会を招集してその議長となる。

第二条 評議会は構成員半数以上が出席しなければ開会することができない。

第三条 評議会に附議又は諮問する事項は次の通りとする。

- 一、学科並びに講座の設置及び廃止
- 二、教育公務員特例法に規定する評議会附議事項
- 三、学長が附議又は諮問することを必要と認めた事項

第四条 評議員は各学部教授中から各二名を互選する。但し文理学部においては三名を互選する。

前項の評議員の任期は二年とする。

ここで注意をしておきたいのは、評議員の選出数である。各学部から2名ずつとしているが、文理学部のみは3名と規定されている。これは同学部からの評議会出席者を文科と理科同数にするためであった。すなわち、学部長が文科出身であれば理科から評議員を2名、文科から1名、理科出身であればその逆としたのである。この選出方法はやがて問題とされるに至る。

以上のような経緯で、神戸大学では初代学長が選出され、暫定規則によってではあったが協議会と評議会という全学的な管理機関が設置された。

次に、1953年における学長選考規程の制定と学長選挙について見ていくことにする。

2 学長選考規程の制定 (1)

—1953年3月から5月まで—

新制神戸大学において学長選考について議論が開始されたのは、1953年3月5日の評議会であった。しかし、選挙が実施されたのは同年12月3日、選挙結果にもとづいて新学長が発令されたのは12月16日のことで、この間9カ月半を要した。学長選考の難航ぶりは一般紙でも報道されていた⁽¹⁴⁾。

この9カ月半は、神戸大学に残された詳細な資料を見ると大きく二つの時期に分けることができる。5月14日の協議会で選考規程が決定され同29日の投票が決定されるまでがまず一つの区切りとなる。その後評議会の構成が変わって選考規程が再度議論のうえ決定、学長が選考されるまでが次の区切りとなる。以下、学内での議論の経過を会議ごとに見ていくが、本節ではこのうちの前半の時期を扱うこととする。

なお、1953年6月の交替をはさんだ評議会の構成員を表4に示した。

① 3月5日評議会⁽¹⁵⁾

前述のように、学長選挙について議論が開始さ

れたのはこの評議会においてであった。ここでは実質的な議論は行われていないが、2点の資料が配付されている。そのうち1点は、「各国立大学学長選考基準調（昭二八、二）」である。これは、北海道・東北・東京・東京工業・一橋・東京教育・京都・大阪・岡山・九州の国立10大学における学長選考基準を調査した資料であり、紙幅の関係で詳細は省くが各大学における学長の被選挙権者、選挙権者、選挙方法、任期などが分かる。

もう1点の資料は、1952年8月13日付で国立大学協会の進藤小一郎事務局長から各国立大学学長宛に送られた「国立大学長の選考と任期についての委員会報告」である。この資料は次のとおりである。

国立大学長の選考と任期とについての委員会報告

本協会第一常置委員会は、七月十八日（金曜日）、東京大学大講堂南側会議室において、同委員会を開催、かねてから懸案となっていた「国立大学長の選考と任期とについて」慎重審議を行った。その結果を左記及び別紙調書の通り一応中間報告いたします。

なほ、本件は次回の本協会総会に附議される予定であります。

1、学長の選考について

(1) 選考方式

二重選挙の方式を採ること。即ち推薦委員会を設けて、先ず学長候補者数名を選出する。この候補者から学長を選挙することとする。

(2) 被選挙資格者

「適任者」とする。

教授、助教授と限定するなどのことなく、又学の内外を問はず、学長として適任と思われる者とする。

(3) 学長候補者選挙資格者

(イ) 推薦委員会は現に教授会を構成する

者の互選により、各学部から一定数の委員を選出して適当の員数を以て構成する。

(ロ) 学長選挙資格者

原則として、教授会の構成員を選挙有資格者とするも、大学の事情によって、専任講師、事務局長、事務局各課長、厚生部長、厚生部各課長を加えることができる。

備考

一般事務関係職員及び学生を加え、又はそれらの意を徴するなどのことは認めない。

2、学長の任期について

(1) 学長の任期については

国立大学管理法案第三十四条の定める通り、三年以上六年以内とし、再選を妨げないこととする。而してこの原則に基づいて具体的には各大学にて定める。

(2) 所謂新制大学の現学長の任期については国立大学管理法及び公立大学管^(理)利法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の附則第六項の定めるところ（当該大学が設置された日から四年間）を認めるが、大学の事情によって若干期間の延長あるを妨げないこととする。

備考

昭和二十八年内に行はれる新制大学長の選挙において同一人が選ばれた場合は、再選とは認めない。従って、その任期については、その大学が三年以上六年以内において定めたものによる。

これによると、国立大学協会は新制国立大学最初の学長選考にあたって、その基準についてのいわばガイドラインを準備していたことが分かる。主要内容としては、被選挙権者は学外者も含むこと、選挙資格者は原則として教授会構成員で専任講師

や一部幹部事務職員も加えることができること、推薦委員会を設けて数名の候補者をまず選考しそのうえで選挙を行うこと、などが当面の結論とされていた⁽¹⁶⁾。

② 4月16日協議会⁽¹⁷⁾

その後、学長選考規程については3月12日評議会、4月2日協議会⁽¹⁸⁾で議論されている。この両会、特に後者では、被選挙権は学内の学長および教授とするのが多数、また選挙権は専任の教授・助教授・講師に限るとする意見に全員賛成となった。

意見が割れたのは、4月16日の協議会である。ここでは、選考にあたって推薦母体を設けることの可否が議論された。出席者の主な発言は次のとおりである。

学長 拘束はないが、国立大学協会では推せん母体を設けたらと云うことであった。〔中略〕選挙権者が多い本学は場所が離れている。非常な手数が掛る。推せん母体を設けると同上の不便がない。意見の交換が出来る。

俵⁽⁹⁴⁾ 単選挙は民主的であるが、本学全体に適任者があるかわからない。〔中略〕各学部1人ずつ推せんしたらいい。

荒木 初めから一般投票をして絞ったらいい。
福田 本学では分散しているので考慮しなければならぬので私は推せん母体を設けたい。

城野 単純選挙がいい。300人位だから直接選挙にすれば簡単で明瞭である。

内藤 直接選挙がいい。

北野 推せん母体を設けたらどうか。

このように、各学部が離れていることなどを理由に推薦母体を置くべきだとする意見と、置かずに単純選挙を主張する意見に分かれてしまっている。注意したいのは、神戸経済大学を前身とする法、経済、経営の各学部は前者、それ以外の学部・分

校は後者と、所属部局によって意見が分かれたことである。法学部出身の学長も、前掲の国立大学協会の報告を念頭に推薦母体が必要であると述べていた。結局この件は、決を取った結果16対9で推薦母体を設置することとなった。

③ 4月30日協議会⁽¹⁹⁾

この日の協議会では、4月23日付の文部省からの通達「国立大学学長選考等に関する要項（第一案）（第二案）」「国立大学学部長選考等に関する要項（案）」が配付された。これらの要項は、すでに寺崎によって紹介されている⁽²⁰⁾ように、学長選考については協議会あるいは学長候補者選定委員会が候補者を選定し最終的に協議会が決定するという第一案と、協議会あるいは学長候補者選定委員会が選定した候補について教授（助教授・講師も可）が選挙を行い最終的に協議会が決定するという第二案が提示されていた。

④ 5月14日協議会⁽²¹⁾

その後、5月7日と14日の2回の協議会で学長選考規程が議論され、決定に至った。決定された学長選考規程を、行論に必要な箇所だけ引用すると次のとおりである。

第一条 神戸大学学長（以下学長という。）の選考は、この規程により神戸大学協議会（以下協議会という。）が行う。

第三条 学長は、本学に在職する学長及び専任の教授の中から選考する。

第四条 学長の選挙に投票を行うことのできる者（以下選挙権者という。）は、選挙公示の日の五日前において、専任の教官として、本学に在職する学長、教授、助教授及び講師とする。

第五条 協議会は、選挙のために学長候補者推せん委員会（以下推せん委員会という。）を設置しなければならない。

2 推せん委員会は、学長候補者を推せんする。

第六条 推せん委員会は、各部局において選ばれた次の委員をもって組織する。

- 一 経済学部、経営学部、法学部、工学部、教育学部、文科及び理科から各四名
- 二 教養課程（御影分校及び姫路分校）から四名
- 三 経済経営研究所から一名

第七条 推せん委員会が推せんする学長候補者は、次の二次の投票によって決定する。

- 一 第一次の投票においては、二名連記無記名により投票を行い、得票多数の者から十名を選び第一次候補者とする。
- 二 第二次の投票においては、前号の第一次候補者につき、単記無記名により投票を行い、得票多数の者から五名を選び、推せんすべき候補者とする。

第十一条 選挙は、投票によって行う。

- 2 投票は、一人一票とし、単記無記名による。
- 3 選挙権者は、推せん委員会の推せんした候補者以外の者に投票することをさまたげない。

第十六条 協議会は、選挙の結果に基き、学長の選考を行う。

第十七条 学長の任期は、四年とする。

- 2 学長は、重任することができる。但し、その場合継続して六年を超えることはできない。

このように、被選挙権は学内の教授、選挙権は学長・教授・助教授・専任講師に付与された。また、前述のように推薦母体として「推せん委員会」が設けられ各学部および教養課程から4名ずつ、研究所から1名が委員として選ばれ、この中でまず10名、次いで5名を投票で選び、その5名を全学で選挙し、その結果に基づき協議会が候補者を決定することとした。国立大学協会の示したモデ

ルようになったわけだが、全学による選挙の際には推せん委員会の推薦した候補者以外に投票することも認められていた。

こうして5月14日の協議会で学長選考規程が決まり、21日推せん委員会開催、29日に投票が行われることも決まって、このまますんなり新学長が誕生するかと思われた。

3 学長選考規程の制定（2）

—1953年5月から12月—

第2節でみたように、5月14日の協議会で学長選考規程が決定したのだが、わずかその1週間後の評議会で状況が大きく変わっていくことになる。本節では、学長選考規程の再検討から、12月の新学長決定までを扱う。

① 5月21日評議会⁽²²⁾

この場において、5月12日付で文部省大学学術局長および文部大臣官房人事課長から「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則の制定公布について」なる文書が送られてきたことが紹介されている。この「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」については、これまでの研究でも言及されてきている⁽²³⁾が、ここで注目したいのは同規則の第2条にある評議会の組織についての規定で、そこでは評議員は学長、各学部長、各学部の教授2人、各附置研究所の長と定められていた。これでは、前述の神戸大学評議会暫定規程において文理学部から学部長以外に3名評議員を選出するとしていたことと整合しなくなってしまう。しかも、5月12日付の文書では「昭和28年4月22日付官報公布文部省令第11号で「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」（以下「規則」という。）が制定され4月1日から適用になりました」とされているように、この規則が4月1日まで遡及することが問題であった。

この評議会では、次のような発言があった。

学長 政令、省令の改正によりまして部局長を加えた従来の評議員で決定して頂いた選挙規程は…

古林 ^{〔ママ〕}法律が出ました以上、学長選挙をやっ
て問題がなければいいが若し問題があれば
正規の評議員でないことになるので問題に
なると思う。

つまり、学長選考規程を審議してきたのは評議会
および評議員を構成員とする協議会だが、その構
成員たる評議員の中に正規でない者（文理学部の
教授1名分）が入っていたため、そこでの決定が
無効になるのではないかということであった。

② 6月24日協議会 ⁽²⁴⁾

理不尽とも思える文部省からの文書に対して、
学内の憤懣が露わになったのが6月24日の協議会
であった。「こんな省令をどんどん出されると困
るから警告して頂きたい」（今井）、「反抗せずに
なぜ評議員の改選をするのか。もっと手を尽して
から改選したらどうか」（城野）、「我々もあんな
省令を出さない様、日本学術会議の総会の決議を
もって申し出ているのである」（古林）など、省
令への不満が相次いだ。

その一方、「あれを吞んでも不都合はないと思
います」「あんな省令を出したので国立大学協会
から釘をさされているのでそれでいいのでないか
と思う」（学長）、「法の要求する評議会でなけれ
ばならない。大体合致しているのでこのままで行
こうと云うことは法律上認めがたい」（北村）、「出
た以上知らないからと云って反抗することは出来
ない」（平井）のように、省令および文書に従い、
評議員を改選し学長選考規程を再検討すべきだ
という意見もあった。古林を例外として、旧神戸
大側が改選および選考規程再検討を主張し、それ
以外の学部が不満を表明するという構図にここ
でも注目したい。

そして種々の不満は表明されたものの、結局神

戸大学では省令に定められた形で各学部および研
究所が評議員を改めて選出することになった。

③ 7月23日協議会 ⁽²⁵⁾

6月24日の協議会をうけて、各学部では評議員
の交替が行われ表4に示しているような構成とな
った。その新評議員が招集された7月23日の協議
会は、学長選挙の方法をめぐる紛糾した。主な発
言は次のとおりである。

新庄 学長は学部には公平な人でないといけ
ない。

圧倒的に多い学部から選出される可能性が
大いに強い。

各学部から同数の学長選挙委員を選出して、
そこで選挙する様にして、間接選挙、その
数は各学部10名位、研究所2名位、それに
協議員が加はる。

荒木 推せん母体を設けるのはいけないと意
見を述べた筈である。

直接選挙を希望したのですが否定された。

山下 荒木さんの発言は単科大学の場合はそ
れでいいが、総合大学としては、その様に
すれば1学部が6学部を把握することにな
る。

佐藤芳 直接選挙。

塩尻 新庄さんの発言について反撥意見あり。

佐藤徳 従来の直接選挙であったのをなぜ間
接にせなければならないのか、新庄さんの
案には反対である。

宮下孝 根本的にこの規程は反対である。

1、数で不適當の方が出られることがある。

2、本学では本学のやりかたでやったらいい。

他大学がどうあってもいい。

3、現実として選挙があった処と無った処
とが加わって本学が出来たので差異があっ
てしかるべきだ。

八木 吾々が納得行く選挙方法を考えたらいい

いのではないかと思う。

1、選挙権者 1、被選挙権者 1、選挙方法 に疑問をもっている。

学長 このまま行け（直接選挙）、間接選挙と云う意見が出たが今日決めることは出来ませんので次回火曜日（7月28日）2時開きますからよくお考え願いたい。

このように、5月14日決定の学長選考規程に対して異論が続出した。特に新庄博は、選挙権者の多い学部から学長が選出される可能性が高いとして、間接選挙を主張した。一方、新庄の意見に対する強い反発も複数の協議員から表明されている。新庄は図書館長の資格で出席しているが、所属は経済学部であり、ここでも5月決定の規程に反対するのは法、経済、経営、従来どおりの方法を主張するのが文理、教育、工学部とはっきり分かれていた。

④9月3日協議会⁽²⁶⁾

その後、7月28日、30日と立て続けに協議会が開催されたが、間接か直接かの対立が続き、結論を出せなかった。夏休み明けの9月3日の協議会では、学長から「間接、直接選挙で対立している、これを打開して頂く案を少数の委員会でも考えてもらう」との提案があり「各学部1名位、文理1名ずつ」による小委員会を設け、そこで学長選考方法について検討することとなった。

⑤9月24日協議会⁽²⁷⁾

前述の小委員会は9月5日に開催され、8日の協議会でその報告があった。この協議会では、何らかの形で推薦母体を設けることは諒解された。次いで24日に開かれた協議会でも小委員会の報告があり⁽²⁸⁾、その後具体的な内容について議論が詰められていった。ここで一つ争点になったのは、推薦母体が推薦した人物以外への投票を認めるかどうかということである。すでに述べたように、

5月14日決定の学長選考規程では、被推薦者以外への投票も認められていたが、この場で改めて採決した結果、12対9で推薦委員会が推薦した者以外への投票は認めないことに決定した。

6月に評議会の構成が変わり、文理学部からの出席が1名減った分、法・経済・経営学部側の主張が通りやすい状況が生まれていたことが、この決定の背景にあったと考えられる。とはいえ、7月23日の協議会で新庄が主張したような間接選挙は、小委員会における検討の結果取り上げられることはなく、従来どおり推薦母体による被推薦者を全学の講師以上で投票する方法が採られることとなった。

⑥10月15日協議会⁽²⁹⁾

その後も10月1日、8日、15日と相次いで協議会が開かれ、学長選考規程について議論が繰り返された。そこでは、推薦する候補者を何名にするかなどについて検討が加えられ、結局10月15日付で学長選考規程が決定された。同規程を行論に必要な箇所のみ引用すると次のとおりである⁽³⁰⁾。

第1条 神戸大学学長（以下学長という）の選考は、この規程により神戸大学協議会（以下協議会という）が行う。

第3条 学長は、本学に在職する学長及び専任の教授の中から選考する。

第4条 学長の選考は、選挙の結果に基づいて行う。

2 学長の選挙に投票を行うことのできる者（以下選挙権者という）は、選挙公示の日の5日前において、専任の教官として、本学に在職する学長、教授、助教授及び講師とする。但し、投票の日までに退職、配置換、転任等の移動により、前掲の教官でなくなつた場合は、投票を行うことはできない。

第5条 学長の選挙の投票は、学長候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）の推薦

する候補者について行う。

2 推薦委員会は、協議員に分校主事1名を加えたものをもつて組織する。

第6条 推薦委員会の推薦する候補者の数は、3名とし、2名連記の投票によつて選ぶ。

第14条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、重任することができる。但し、その任期は継続して6年を超えることはできない。

前述のように、全学の投票は推薦委員会の推薦する候補者について行う(第5条)とされたこと以外は、推薦委員会による候補者が5名から3名になったのが5月14日制定の規程と比べた主な変更点であった。全体として、全学投票のできる対象者が狭まったと言うことができよう。

⑦11月5日学長候補者推せん委員会⁽³¹⁾

決定された学長選考規程にもとづき、学長候補者を推薦する推薦委員会が11月5日に開かれた。議事録によると、経済学部長の坂本弥三郎が、経営学部長の福田敬太郎、経済学部教授宮田喜代蔵、経済経営研究所長柴田銀次郎を推薦し、文理学部長の今井林太郎が経営学部教授の古林喜楽を推薦した。古林については推薦理由が記されているが、そこには「(1) 学者としてりっぱ業績をもった人(2) 本学の学長として総合大学として、そで挙げる熱意のある方、新しい学部を援助して頂ける方(3) これから数年間困難があるのではないかと思う。他部からの圧力があっても強い信念をもっている方」とある。

これを受けて推薦委員会では、候補者を決定する投票が行われ、古林、福田、宮田の3名が選出された。福田は、その場で候補者となることを承諾したが、古林と宮田は返事を保留したうえで、後日承諾した⁽³²⁾。

3名の候補者に投票する学長選挙は、12月3日

に行われ、その結果古林が学長候補者となった。選挙管理委員会が同日の協議会に報告したところによると、有権者数301、投票数290、有効投票282のうち、古林210票、福田37票、宮田35票とまさに圧勝であった⁽³³⁾。古林は、12月16日学長に就任した。

おわりに

以上見たような経緯で、神戸大学では古林喜楽が学長に選出されたが、それまでには学内で相当な混乱があった。新制国立大学における事実上最初の学長選出を控え、国立大学協会や文部省は、その方法につきモデルを各大学に提示していたが、各大学はそれぞれ内部で議論をして独自に方法を決めていった。

その課程において神戸大学では学内の対立が表面化した。それは神戸経済大学を前身とする法・経済・経営の三学部と、それ以外の高等学校・専門学校・師範学校を前身とする文理・工・教育の三学部との対立であった⁽³⁴⁾。当初学長選考規程を審議した際、候補者の推薦母体設置を主張する前者と設置しない単純選挙を主張する後者が対立したが、推薦母体は設置しなかつそれによる推薦者以外への投票も認める形で選考規程が制定された。

ところが、その後評議員の構成が省令制定によって変更を余儀なくされ、一旦決まった選考規程が新評議員のもとで議論されると再び対立が蒸し返され、それまで全く議論されていなかったと思われる間接選挙案まで出てきた。紛糾する議論の打開が図られるなかで、推薦母体を設けることは変わらないが、当初案では認められていた被推薦者以外への投票が認められない形で新たな学長選考規程が制定されることになった。

両者が激しく対立したのは、有権者数に大きな差があり、間接選挙に近づくほど前者に、直接選挙に近づくほど後者に有利な結果が導き出されや

すいと考えられたからに他ならない。評議員の交替後、前者の主張に近い形で選考規程が制定されたのは、会議の構成が変わり後側側の人数が1人分減ったことと無関係ではないと考えられる。

ただ、最終的には後者が古林を候補に担いで決着させた。古林は経営学部にも所属していたが、全学的に人望があり、文理・工・教育学部側からも信頼されていたことが大差での当選をもたらしたといえよう⁽³⁵⁾。

この時期、新制国立大学は大学管理問題をめぐって揺れていた。「はじめに」で述べたように、大学管理を法律として成文化することは繰り返し挫折したが、一方で大学管理の制度化を求める声は当の国立大学からも挙がっていた⁽³⁶⁾。特に、旧制大学における一定程度の自治の経験が乏しく、なおかつ複数の旧制高等教育機関が統合されて発足した新制大学においては、その要求は切実なものがあったと考えられる。1953年の神戸大学における学長選考は、学長選考規程制定に時間がかかったものの、とりあえず自らの手で学内対立に終止符を打つことができた事例であるが、当時の新制国立大学管理の困難さを浮き彫りにしたのもであったといえよう。

【註】

- (1) 当時の文相高瀬荘太郎は、発令に際して「学長の選考については学校当事者と地元の意向を尊重し、特にこのため大学設置委員会に特別委員会を設けて広く人材を求めるとともに審議を重ねてきた」と述べている（『朝日新聞』1949年6月3日付）。
- (2) 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育 戦後日本の教育改革9』東京大学出版会、1969年、黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部、2001年、天野郁夫『新制大学の時代 日本の高等教育像の模索』名古屋大学出版会、2019年、など。
- (3) いくつかの大学沿革史では、この時期の学長選考過程について詳しく記している。その中でも、『福島大学50年史』（福島大学50年史刊行会編、1999年）

には、本論の内容とも関連して次のような注目すべき記述がある。学芸・経済の二学部で発足した福島大学では、1953年11月に学長選考規程が制定されたが、その制定にあたっては文部省との協議による大幅な修正があったという。少し長くなるが以下に引用する。

同規程制定当時、学内で最終合意となった案は、各学部講師以上を有権者とする投票で選出された推薦委員各20名が単記無記名投票過半数で候補者1名を選び、これについて有権者全員が過半数を条件とする信任投票を行うものであった。信任不成立の場合には、推薦委員を改選して同じ手順を繰り返し、それでも決着しない場合はみたび改選された推薦委員の投票で決定するものとされた。だが、この結論で文部省と協議した結果、二段階の信任投票はよくないこと、両学部同数の委員を選び、あらかじめ選ばれた複数の候補者から選考することなどの修正が求められ（経済学部教授会 53.9.9議事録による）、これに基づき両学部有権者全員の投票で複数の候補者を選出し、両学部各20名の投票人が投票して過半数で決定する当時の規程が制定されたのである。文部省の考えは複数の前身校から作られた新制大学で、学部の規模の差が直接学長選挙に反映するのを避けようとしたものであろう。（43頁）

文部省が学部間のバランス（学芸学部の方が有権者の人数が多い）を考慮して、大学の決定を修正したというのである。

- (4) 羽田貴史・金井徹「国立大学長の選考制度に関する研究 ―選挙制度の定着と学長像―」（『日本教育行政学会年報』No.36、2010年）。
- (5) 廣内大輔「新制国立大学胎動期の学長選考 岐阜大学初代学長青木文一郎の事例」（『岐阜大学教育推進・学生支援機構年報』第4号、2018年）。
- (6) 神戸大学百年史編集委員会編『神戸大学百年史 通史Ⅱ 新制神戸大学史』2010年、1036・1060頁。分校の教官は当時は文理学部に所属していた（同前、123頁）。また経済経営研究所の教官数は不詳

- である(同前、1046頁)なお、本来であれば、本論で扱う1953年度の数値を掲載するべきだが、同書によるとこの年度の学部別の教員数が不明のため、1952年度の数字を参考までに掲げた。
- (7) 前掲「国立大学長の選考制度に関する研究」163頁。
- (8) 『神戸経済大学・神戸大学教授会記録綴 自24.1至24.12』(神戸大学大学文書史料室所蔵、識別番号201120500260000)。
- (9) 前掲『神戸大学百年史 通史Ⅱ』88頁。
- (10) 同前96頁。
- (11) 前掲『神戸経済大学・神戸大学教授会記録綴 自24.1至24.12』。
- (12) 前掲『神戸大学百年史 通史Ⅱ』117頁。
- (13) 『評議会記録 自24.9～至25.3』(神戸大学大学文書史料室所蔵、識別番号201010103620000)。
- (14) 例えば、『毎日新聞』1953年11月26日付には「去る四月以来旧高商系の六甲三学部(法、経、経営)と新制系(文理、教育、工)との対立が選挙方式の直接、間接をめぐりひとめ、さらに学長候補推薦委員会の構成が難航するなどその間実に八カ月を費し、評議会の開催十数回を記録、経営学部教授古林喜楽、経済学部教授宮田喜代蔵、経営学部長福田敬太郎三候補を決定するに及びやっとな解決への道を開いた。わずか一カ月で学長を決定した京大に比べ神大のがこれほどの行き悩みをみせたのは新旧制大学統合による組織上の苦悩を端的に露呈したもので、従って共通の悩みをもつ全国の新制大学からも大きく注視されている」と記されている。
- (15) 『評議会記録 自27.4～至28.3』(神戸大学大学文書史料室所蔵、識別番号201010103650000)。
- (16) この資料で言及されている「国立大学管理法」とは、1951年第10回国会に提出され審議未了となっていた法案を指すと思われる。
- (17) 『評議会記録 自28.4～至29.3』(神戸大学大学文書史料室所蔵、識別番号201010103660000)。
- (18) 3月12日の評議会において、学長より「特例法によれば評議会の基準によって協議会が選考することになっている」との発言があり(前掲『評議会記録 自27.4～至28.3』)、以後本件については協議会で議論されることになった。
- (19) 前掲『評議会記録 自28.4～至29.3』。
- (20) 前掲『大学教育 戦後日本の教育改革9』629頁。
- (21) 前掲『評議会記録 自28.4～至29.3』。
- (22) 同前。
- (23) 前掲『大学教育 戦後日本の教育改革9』では、評議会が議決権を喪失し、各部局からの評議員の選出についても教授会とは切り離されて学長の申出に基づき文部大臣が任命するとなっていることが重要であるとされている(628頁)。
- (24) 前掲『評議会記録 自28.4～至29.3』。
- (25) 同前。
- (26) 同前。
- (27) 同前。
- (28) 8日の協議会以後に開催されたと考えられる小委員会の資料は管見の限り残されていない。
- (29) 前掲『評議会記録 自28.4～至29.3』。
- (30) 『神戸大学学報』号外、1953年11月15日、1頁。
- (31) 前掲『評議会記録 自28.4～至29.3』。
- (32) 古林は、この少し前に和歌山大学の学長候補者に選出されていた。古林は、のちに「昭和二十八年十月十四日の深夜、新聞記者に叩きおこされて、文字通り寝耳に水に、和歌山大学の学長に当選していることを知った。それからなんとひと月もたたない十一月五日に、今度はまた突如として神戸大学の学長候補に推挙されてしまった」(古林喜楽『教授・学長・学生』日本評論社、1967年、23頁)と回想している。
- (33) 前掲『評議会記録 自28.4～至29.3』。
- (34) 評議会や協議会の席上では、法・経済・経営学部を「六甲側」あるいは「山側」、文理・工・教育学部を「里側」とまとめて称してもいた。
- (35) 第2節の冒頭で引用した同じ新聞記事には、3名の候補者が出揃った段階で「古林教授の当選はほとんど動かず決定的といってよく、去月〔10月一引用者〕十五日の学長候補推薦委員会で六甲側の予測に反し、新制系委員十名の票が集中、同教授が一躍候補に決定されたいきさつからみても容易に想像出来る」と古林の当選を予測し、その理

由として「古林教授支持の理由としては旧新制系を差別待遇せず、六甲側教授でありながら従来のあり方を厳正に批判、小松教授追放問題で弁護人として闘うなどその進歩的、民主的な思想風格が各派に分れた総合大学学長として最適任者として高く買われているためであろう」（『毎日新聞』1953年11月26日付）としている。古林自身の回想には、「前年の四月のころ、下馬評に愚名を散見して以来、極力私の名前のでることを防止するのに努力してきたのである。しかし、いよいよふたがあげられてみると、これまたおそろしいまでの圧倒的多数をもって、選出されてしまうということになった」（前掲『教授・学長・学生』24頁）とある。

- (36) 例えば、初代の信州大学長であった高橋純一は、新聞への投稿記事の中で「専門、高等学校から昇格した新設諸大学」は「開店早々で何等よるべき慣行法や内規もないから、いろいろな点で管理法案の一日も早い実施がまたれるわけである」と述べていた（『朝日新聞』1952年11月26日付朝刊）。